

令和5年4月から

「函館市マンション管理計画認定制度」

を開始しました



Q マンション管理計画認定制度ってなに？

管理組合によるマンションの管理が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして地方公共団体の認定を受けることができる制度です。

対象：函館市内に立地する分譲マンション
申請者：管理組合
有効期間：5年間

積立金って大丈夫？
修繕計画ってあるのかな？

中古マンションの購入を検討されている方



管理計画が認定されている
マンションの安心感！

Q 認定基準は？

- ① 管理組合の運営 ② 管理規約
- ③ 管理組合の経理 ④ 長期修繕計画の作成 等

Q 認定のメリットは？

- ★ 住人のマンション管理への意識が向上
- ★ 市場での評価
- ★ 住宅金融支援機構の「フラット35」や「マンション共用部分リフォーム融資」の金利引下げ、「マンションすまい・る債」の利率上乘せ
- ★ 長寿命化工事を実施した場合、マンション長寿命化促進税制（固定資産税の減額※1）が適用される場合があります。

マンションの所有者

- ・良好な居住環境を維持したい
- ・マンションの資産価値を守りたい



住民の管理意識が向上し、管理水準を維持向上
管理意識を管理組合で共有！
認定により市場での評価向上が期待！

※1 減税措置の要件は、国土交通省のホームページをご確認ください。 →



【詳しい認定基準や申請方法】

函館市のホームページからご確認ください。 ↓

函館市 マンション 認定



【お問合せ】

函館市 都市建設部 住宅課
函館市東雲町4番13号（本庁舎3階）
電話：0138-21-3385
Email：jutakusesaku@city.hakodate.hokkaido.jp

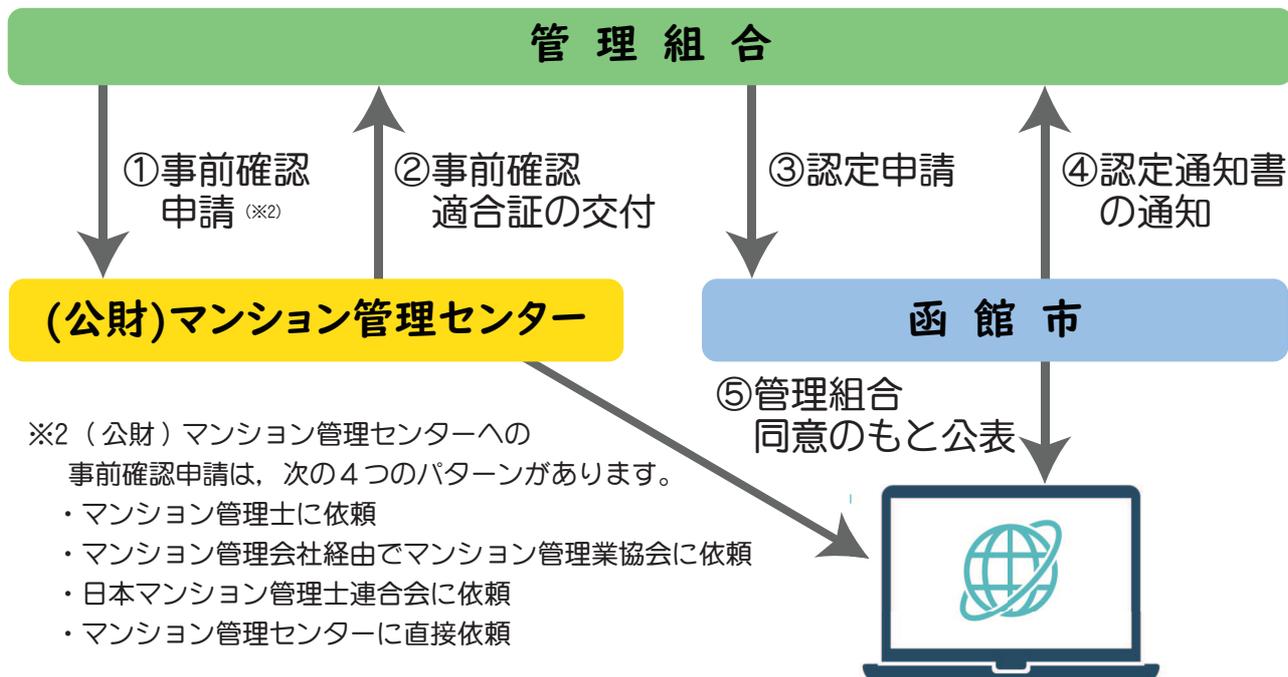
適正管理 ↔ 管理計画の認定



適切な管理で、安心な住生活を！！

Q どうやって申請するの？

- 函館市への申請前に（公財）マンション管理センターから「事前確認適合証」の交付が必要です。
- 管理組合は、管理計画の認定申請について総会での決議が必要です。



Q いくらかかるの？

認定申請・更新申請手数料

内 容	費 用	支 払 先
管理計画認定手続支援システム手数料	10,000円（税込）	（公財）マンション管理センター
事前確認手数料	概ね10,000円 （依頼先（※2参照）により異なります）	依頼先にご確認ください
函館市への申請手数料	無 料	—

Q 認定申請について相談したい場合は？

- マンション管理計画認定制度相談ダイヤル
（一般社団法人日本マンション管理士会連合会）
電話番号：03-5801-0858
受付時間：月曜から金曜 午前10時～午後5時
（祝日、年末年始を除く）
相談内容：マンション管理計画認定制度をはじめ改正マンション適正化法全般

相談ダイヤルのホームページ



- 管理組合の運営、管理規約の内容、修繕計画について
（公益財団法人マンション管理センター）
電話番号：03-3222-1516（代表）

マンション管理センターのホームページ

